

実務で必要な消防設備の『法令用語』『関連事項』をわかりやすく解説!!

消防設備法令等 実務事典

本書の特色

1

消防設備法令の内容を事項ごとに解説していますので、関連する法令、通達、実例を踏まえて、全体を理解することができます。

2

ビジュアルな図表を可能な限り登載し、より早的確に内容を把握することができます。

3

関連通達・実例をまじえた解説で、実務的な留意点まで理解することができます。



消防設備法令研究会 編集
A5判・加除式・全5巻
定価 本体 20,000円+税

消防設備の体系に沿った豊富な事項解説により、消防設備の

内容構成 (抜粋)

第1章 通則

- 1 消防用設備等の設置維持義務
- 2 消防用設備等の種類
- 3 条例
- 4 既存防火対象物
- 5 用途変更
- 6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査制度
- 7 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検制度
- 7の2 防火対象物点検報告制度
- 8 消防設備士制度
- 9 検定制度
- 10 消防用設備等の設置及び維持に関する措置命令
- 11 消防本部
- 12 立入検査
- 13 消防法施行令
- 13の2 消防法施行規則
- 14 消防同意
- 15 一般予防
- 16 S I 単位

第2章 消火設備

- 1 消火器具
 - (1) 消火器の概要
 - (2) 消火器の種類
 - (3) 消火器の構造・薬剤
 - (4) 消火器の設置基準
消火器の配置／消火器の能力単位／消火器の適応対象 等
 - (5) その他
簡易自動消火装置
- 2 屋内消火栓設備
屋内消火栓の構造・機能／水源／合成樹脂製の管及び管継手の基準／1号消火栓／配管の摩擦損失計算／パッケージ型消火設備 等
- 3 スプリンクラー設備
閉鎖型ヘッドの設置方法／開放式スプリンクラー設備／スプリンクラーヘッド／閉鎖型スプリンクラーヘッドの感度試験／一斉開放弁／補助散水栓／デフレクター／ガラスバルブの強度試験／RTI／13条区画／放水防止措置 等
- 4 水噴霧消火設備
水噴霧消火設備の構成／標準放射量／自動式の起動装置 等
- 5 泡消火設備
泡消火薬剤混合装置／ラインプロポーションナー方式／送液・送泡管／エクター／冠泡体積 等
- 6 ガス系消火設備
不活性ガス消火設備の概要／ハロゲン化物消火設備の概要／粉末消火

- 剤／ハロンバンク／放射量／ホーン／音響警報装置／ノズル開閉弁 等
- 7 屋外消火栓設備
屋外消火栓／地下式屋外消火栓／地上式屋外消火栓 等
- 8 動力消防ポンプ設備
ポンプの種類／動力消防ポンプの一般構造・性能等／内燃機関 等

第3章 警報設備

- 1 自動火災報知設備
自動火災報知設備の概要／アナログ式自動火災報知設備／差動式スポット型感知器 等
- 2 ガス漏れ火災警報設備
ガス漏れ火災警報設備を設置すべき防火対象物／可燃性ガスが自然発生するおそれがあるもの 等
- 3 漏電火災警報設備
漏電火災警報器の概要／1級漏電火災警報器／2級漏電火災警報器 等
- 4 消防機関へ通報する火災報知設備
消防機関へ通報する火災報知設備の設置対象 等
- 5 非常警報器具、非常警報設備
非常警報器具の設置対象／非常ベルの概要／自動式サイレンの概要 等

第4章 避難設備

- 1 避難器具
- 2 誘導灯、誘導標識

第5章 消防用水

第6章 その他の消火活動上必要な施設

- 1 排煙設備
- 2 連結散水設備
- 3 連結送水管
- 4 非常コンセント設備
- 5 無線通信補助設備

第7章 非常電源・配線

- 1 非常電源
- 2 配線

第7章の2 総合操作盤

第8章 共通事項

- 1 防火対象物
- 2 消防用設備規制の単位
- 3 危険物
- 4 少量危険物
- 5 指定可燃物
- 6 消防活動阻害物質
- 7 耐火構造
- 8 建築物
- 9 建築確認

- 10 主要構造部
- 11 不燃材料
- 12 準不燃材料
- 12の2 難燃材料
- 13 地階
- 14 無窓階
- 15 避難階
- 16 収容人員
- 17 防火管理者制度

第8章の2 消防法令の運用

- 1 スケルトン状態の防火対象物等
- 2 浮体構造物

第8章の3 防災規制

- 1 防災防火対象物と防災対象物品
- 2 防災性能
- 3 防災性能の確認
- 4 防災表示
- 5 防災表示者の登録

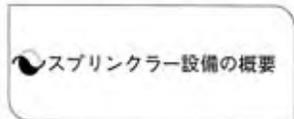
第9章 特例基準

- 1 基準の特例
- 2 共同住宅の特例
- 3 既存防火対象物の特例
- 4 昭和50年消防令第77号通知
- 5 昭和50年消防令第84号精神病院特例通知
- 6 昭和51年消防予第73号卸売専門店舗特例通知
- 7 昭和52年消防予第5号病院特例通知
- 8 昭和62年消防予第188号病院特例通知
- 9 昭和62年消防予第189号社会福祉施設特例通知
- 10 パッケージ型消火設備の評価
- 11 屋内消火栓設備のスプリンクラー設備への改造特例通知
- 12 パッケージ型自動消火設備特例通知
- 13 平成2年消防予第106号物品販売店舗等特例通知
- 14 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の代替設備の取扱い
- 15 自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置
- 16 LPガス充てん所に係る消防用設備等の技術上の基準の特例
- 17 空調用蓄熱槽水の消防用水として使用する場合の取扱い
- 18 既存の有料老人ホームに対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について
- 19 複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて
- 20 放火監視センサーを用いた放火監視機器のガイドライン

第10章 消防防災システム

第11章 住宅用防災機器等

3 スプリンクラー設備



● 関係条文
令第12条
規則第13条～第14条

(消保153)

● 解説 ●

スプリンクラー設備は、火災を早期に感知し、かつ、自動的に消火することの出来る消火設備であり、水を用いる消火設備としては、最も信頼性の高い設備である。また、スプリンクラー設備には、人が操作して消火する場合に用いる補助放水栓を付設することが出来るとされている。

また、スプリンクラー設備は、消防法令において設置が義務づけられている消火設備の中において、最も信頼性が高く、かつ、消火効果が高いものとして位置づけられており、非特定の人が多数利用、使用等されるものであって、火災発生時における人命危険性の高い防火対象物等に設置が義務づけられている。

スプリンクラー設備は、用いるヘッドの種類により次のように区分される、

① 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

閉鎖型ヘッド（ヘッド部分が火災を感知する部分と放水する部分が一体として組み込まれているもの。）として、標準型ヘッド（高感度型ヘッド、小区両型ヘッドを含む。）又は銅球型ヘッドを用いるものであり、配管内に常時水が満たされている湿式のもの又は配管内に圧縮空気が封入されている乾式のものがある。

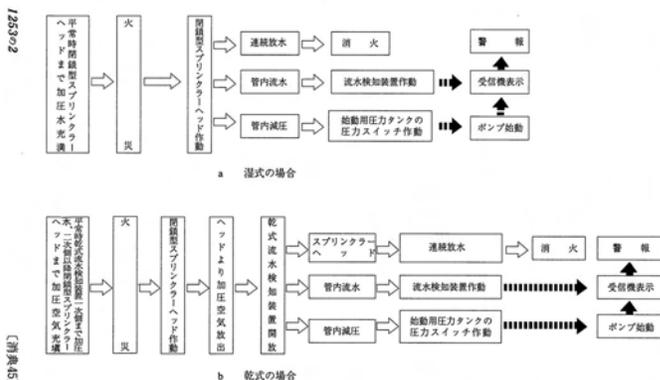
1251 [消保153]

1251

消防設備法令の内容を事項ごとに解説！

内容見本
(縮小)

図4 スプリンクラー設備の作動フロー図



なお、参考までに開放式スプリンクラー設備の構成図例を図5に、作動フロー図例を図6に示す。

第2章 消火設備 3 スプリンクラー設備

理解を深めるための図・表を豊富に登載！

必要に応じて「関連通達」「質疑応答」を登載！

● 質疑応答 ●

● スプリンクラー設備を設置すべき開口部について

(昭和40年2月5日 自消内予免第17号)

防火戸の設置の有無にかかわらず「11階以上の開口部についてはスプリンクラーヘッドを設けること」と規定されているが、すべての開口部に設置すべきか、又は開口部の最小面積を考慮して設置すべきか、最小面積を考慮するとすればその最低基準を示されたい。

答 多理上単なる煙突孔、排気筒、換気筒程度のものは、これに該当しない。

● スプリンクラー設備の設置について (昭和48年4月22日 消防予第63号)

① スプリンクラー設備の設置について

舞台部以外の一般居室で天井が高いところがあり、閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けても、その機能上問題があるように思われる（自火報のスポット型感知器は取付け面の高さが8m未満の場所となっている。）

即ち、ヘッドの取付け面の高さが8m以上となるようなところは開放型ヘッドを設置するなり、又は取付け面の高さを制限する必要はないか。

答 スプリンクラーヘッドは、火災を有効に感知し、かつ、有効に放水できるように設けることが必要であるので、著しく低い取付け面に設けるスプリンクラーヘッドには集塵板を取り付けるよう指導されたい。

● スプリンクラー設備の対象とならない部分で15cm以下とは

(昭和48年10月23日 消内予第140号、消防第42号)

規則第13条第1項第1号(ハ)に定めている15cm以下とあるのは、何を規定したものであるか。

答 避難時のつまづきを防止するため、床面と当該開口部部分の下わく（くづつり、敷

1299の81 [消保60]

1299の81

● 通 達 ●

● 既存の社会福祉施設等において、屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造し設置する場合等における留意事項について

(昭和62年12月4日 消防予第205号)

消防法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第343号）により、新たに消防用設備等の設置義務が生じることとなる既存の社会福祉施設等に係る特例基準については、「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和62年10月27日付け消防予第188号）及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和62年10月27日付け消防予第189号）により通知したところであるが、今般、同通知中に示している、既存の屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する場合の方法等に係る留意事項を下記のとおり定めたので、その運用について格段の配慮をされるとともに管下市町村にもこの旨旨の上よろしく御指導願いたい。

記

1 既存の屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する場合における留意事項について

今回の消防法令の改正により、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた防火対象物において、既存の屋内消火栓設備の一部を改造することにより、スプリンクラー設備（湿式のものに限る。以下同じ。）とする場合にあっては、消防法施行令（以下「令」という。）第12条第2項及び消防法施行規則（以下「規則」という。）第14条に規定する技術上の基準に適合するように改造することが必要であるが、その改造に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うことが必要であること。

なお、改造する場合の代表的な例については、別添に示すとおりであること。

- (1) 改造を行う既設の屋内消火栓設備は、令第11条第3項に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に適合しているものであること。
- (2) 改造を行う既設の屋内消火栓設備の水頭水量及び加圧送水装置にポンプを用いる場合の吐出能力は、令第12条第2項第4号及び規則第14条第1項第11号(ハ)の規

1261 [消保80]

1261

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- ◆何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- ◆追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- ◆法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-696
FAX ☎ 0120-202-974

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担 当



(612560) [1006]
消典 (612564) 2010.6 H3